マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項

MICROSOFT ADVANCED THREAT ANALYTICS

マイクロソフトのボリューム ライセンスまたは MSDN プログラムを通じて Microsoft Advanced Thread Analytics のライセンスを取得された場合、お客様による本ソフトウェアの使用には該当するプログラム契約の契約条件が適用されます。評価期間の終了後、マイクロソフトまたはその認定代理店から本ソフトウェアのライセンスを正規に取得していない場合は、本ソフトウェアを使用できません。

マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項 (以下、「本ライセンス条項」といいます) は、お客様と Microsoft Corporation (またはお客様の所在地に応じた関連会社。以下、「マイクロソフト」といいます) との契約を構成します。以下のライセンス条項をお読みください。本ライセンス条項は、上記のソフトウェアおよびソフトウェアが記録されたメディア (以下総称して「本ソフトウェア」といいます) に適用されます。また、本ライセンス条項は本ソフトウェアに関連する下記マイクロソフト製品にも適用されるものとします。

- 更新プログラム
- 追加ソフトウェア
- インターネット ベースのサービス
- サポート サービス

これらの製品に別途ライセンス条項が付属している場合には、当該ライセンス条項が適用されるものとします。

本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本ライセンス条項に同意されたものとします。本ライセンス条項に同意されない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。この場合、未使用の本ソフトウェアを購入店に返品し、お支払いいただいた金額の払い戻しを受けられる場合があります。 購入店から払い戻しを受けられない場合は、マイクロソフトまたは最寄りのマイクロソフト関連会社までご連絡ください。 連絡先については、www.microsoft.com/worldwide をご参照ください。 米国およびカナダでは、(800) MICROSOFT までご連絡いただくか、または www.microsoft.com/info/nareturns.htm をご参照ください。

以下に説明するように、本ソフトウェアを使用することにより、インターネット ベースのサービスのために特定のコンピューター情報を送信することにお客様が同意されたものとします。

第1部-評価版の使用権

上記のソフトウェアおよびソフトウェアが記録されたメディアには、評価目的でインストールする場合、本ライセンス条項の第2部の第4条から第9条および第11条から第13条に加えて以下の条項が適用されます。

- 1. インストールおよび使用に関する権利 評価版のみ。
- a. お客様は、本ソフトウェアの任意の部数の複製をお客様のデバイスにインストールして使用することができます。お客様は、本ソフトウェアをデモンストレーションおよび内部評価を目的とした場合に限り使用することができます。
- b. お客様は、ライブ本番環境に本ソフトウェアをインストールして使用することができます。お客様は、プロダクトキーを使用して検証済みでないソフトウェアについてマイクロソフトからサポートを受けることができないことを認めるものとします。お客様は、すべてのデータのバックアップおよび保護のほか、本ソフトウェアの不具合に起因して許容できる以上の損害が発生しないようにすることを目的として、適切な予防手段を講じることに同意するものとします。お客様は、制定法上許容される最大限において、ライブ本番環境における本ソフトウェアの使用に起因して発生する可能性のあるあらゆる損害について、危険を負担し、すべての責任を負うことを認め、これに同意するものとします。
- c. <u>含まれるマイクロソフト製プログラム</u>。本ソフトウェアには、他のマイクロソフト製プログラムも含まれています。お客様によるこれらのプログラムの使用には、本ライセンス条項が適用されます。
- d. 第三者のプログラム。本ソフトウェアには、第三者によるソフトウェア プログラムが含まれることがあります。注意事項がある場合、ThirdPartyNotices.txt ファイルまたは本ソフトウェアのドキュメント (以下「第三者の知的財産権に関する注意事項」といいます)で参照できます。第三者の知的財産権に関する注意事項に特段の規定がある場合を除き、第三者のプログラムは、本ライセンス条項に基づいてマイクロソフトからお客様にライセンスされます。
- e. <u>GNU Lesser General Public License 許諾ライブラリ</u>。 お客様は、本ソフトウェアをリバース エンジニアリング、逆コンパイル、もしくは逆アセンブルすること、またはその他の方法で本ソフトウェアのソース コードの解明を試みることができます。 ただし、本ソフトウェアに含まれ、本ソフトウェアにおいてリンクされている場合がある、 GNU Lesser General Public License に基づいてライセンスされているライブラリへの変更をデバッグするために必要な範囲に限ります。

ソフトウェアを評価目的でインストールする場合、本条は第2部の第1条から第3条よりも優先して適用されます。

- **2.** ソフトウェアの使用期限。本ソフトウェアは、インストール後 90 日で動作を停止します。お客様には、本ソフトウェアが動作を停止する 30 日前に通知が送られます。本ソフトウェアが動作を停止すると、本ソフトウェアで使用していたデータにアクセスできなくなる場合があります。
- 3. 検証。不正使用を防止するために、お客様がマイクロソフトまたは認定リセラーから取得したプロダクトキーを使用して本ソフトウェアを検証しない場合、評価期間の終了後に本ソフトウェアが使用できなくなります。お客様は、ご自分に割り当てられたキーの使用に責任を負うものとします。第三者とキーを共有することはできません。検証では、本ソフトウェアがライセンス認証されており、正式にライセンス供与されていることを確認します。有効性の確認中、本ソフトウェアは、本ソフトウェアに関する情報をマイクロソフトに送信します。この情報には、本ソフトウェアのバージョンおよびプロダクトキーが含まれます。マイクロソフトがこれらの情報を利用してお客様を特定したり、お客様に連絡したりすることはありません。本ソフトウェアを使用することにより、お客様はこうした情報の送信に同意されたものとします。本ソフトウェアが適切にライセンスされていない場合、本ソフトウェアの機能に影響が生じることがあります。製品が検証済みの場合、お客様による本ソフトウェアの使用には、プロダクトキーの取得時に締結した該当するプログラム契約の契約条件が適用されます。
- 4. サポート サービス。評価目的でインストールする場合、本ソフトウェアは現状有姿でライセンスされます。そのため、マイクロソフトはサポート サービスを提供しない場合があります。

ソフトウェアを評価目的でインストールする場合、本条は第2部の第10条よりも優先して適用されます。

5. 救済手段および責任の制限および除外。マイクロソフトおよびそのサプライヤーの責任は、5.00 米ドルを上限とする直接 損害に限定されます。その他の損害 (結果的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、および付随的損害を含みますがこれらに限 定されません) に関しては、一切責任を負いません。

この制限は、以下に適用されるものとします。

- 本ソフトウェア、サービス、第三者のインターネットのサイト上のコンテンツ (コードを含みます)、または第三者のプログラムに関連した事項
- 契約違反、保証違反、厳格責任、過失、または不法行為等の請求 (適用される法令により認められている範囲において) この制限は、マイクロソフトが損害の可能性を認識していたか、または認識し得た場合にも適用されます。また、一部の国では 付随的損害および結果的損害の免責、または責任の制限が認められないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

ソフトウェアを評価目的でインストールする場合、本条は第 2 部の第 14 条よりも優先して適用されます。

6. あらゆる保証の免責。本ソフトウェアは、現状有姿のまま瑕疵を問わない条件で提供されます。本ソフトウェアの使用に伴う危険は、お客様の負担とします。マイクロソフトは、明示的な瑕疵担保責任または保証責任を一切負いません。本ライセンス条項では変更できないお客様の地域の法律による追加の消費者の権利または法定保証が存在する場合があります。お客様の地域の国内法等によって認められる限り、マイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、および侵害の不存在に関する瑕疵担保責任または黙示の保証責任を負いません。

オーストラリア限定。お客様は、オーストラリア消費者法に基づく法定保証を有し、これらの条項は、それらの権利に影響を与えることを意図するものではありません。

ソフトウェアを評価目的でインストールする場合、本条は第2部の品質保証規定よりも優先して適用されます。

第2部-ソフトウェア ライセンス

お客様が本ライセンス条項を遵守することを条件として、お客様には以下の永続的な権利が許諾されます。

1. 総則

- **a. ソフトウェア。**本ソフトウェアは次の製品で構成されます。
 - サーバー ソフトウェア。
- b. ライセンスの形態。本ソフトウェアのライセンスは以下の形態に基づきます。
 - お客様が実行するサーバー ソフトウェアのインスタンス数
 - サーバー ソフトウェアのインスタンスを使用して管理する物理的および仮想オペレーティング システム環境の数

c. ライセンスに関する用語。

- インスタンス。お客様は、ソフトウェアのセットアップまたはインストール手順を実行することにより、ソフトウェアの「インスタンス」を作成したものとみなされます。また、既存のインスタンスを複製することによっても、ソフトウェアのインスタンスを作成したものとみなされます。本ライセンス条項に含まれる本ソフトウェアに関する記述は、本ソフトウェアの「インスタンス」も含まれます。
- インスタンスの実行。お客様は、ソフトウェアのインスタンスをメモリに読み込み、その 1 つ以上の命令を実行することにより、「インスタンスを実行」したものとみなされます。実行されると、インスタンスはそれがメモリから削除されるまで実行中であると見なされます。その指示が引き続き実行されているか否かには左右されません。
- オペレーティング システム環境。「オペレーティング システム環境」とは次のように定義されます。
 - 別個のコンピューター (プライマリコンピューター名などの一意の識別子) または別個の管理者権限を識別できる、オペレーティング システム インスタンスの全部または一部、仮想 (またはエミュレートされた) オペレーティング システム インスタンスの全部または一部
 - (該当する場合は)上記のオペレーティング システム インスタンスまたはその一部で実行されるように構成されて いるアプリケーションのインスタンス

オペレーティング システム環境には、物理環境と仮想環境の 2 種類があります。物理的オペレーティング システム環境は、物理的ハードウェア システム上で直接動作するように構成されています。ハードウェア仮想化ソフトウェア (Microsoft Virtual Server または同様のテクノロジなど) を実行するため、またはハードウェア仮想化サービス (Microsoft 仮想化テクノロジまたは同様のテクノロジなど) を提供するために使用されるオペレーティング システムインスタンスは、物理的オペレーティング システム環境の一部とみなされます。仮想オペレーティング システム環境は、仮想的 (またはエミュレートされた) ハードウェア システム上で動作するように構成されています。物理的ハードウェア システムには、次のいずれかまたは両方が含まれます。

- 1 つの物理的オペレーティング システム環境
- 1つ以上の仮想オペレーティングシステム環境
- サーバー。サーバーとは、サーバー ソフトウェアを実行することのできる物理的ハードウェア システムをいいます。ハードウェア パーティションまたはブレードは、別個の物理的ハードウェア システムとみなされます。
- **ライセンスの割り当て。**ライセンスの割り当てとは、単純に、ライセンスを 1 台のサーバー、1 台のデバイス、または 1 人のユーザーに対して指定することをいいます。

2. 使用に関する権利。

- a. ライセンスのサーバーへの割り当て。
 - i. お客様は、1 つのソフトウェア ライセンスに基づいてサーバー ソフトウェアのインスタンスを実行する前に、該当する ライセンスをサーバーの 1 つに割り当てなければなりません。そのサーバーは、その特定のライセンスに関して「ライセンス取得済みのサーバー」とみなされます。同じサーバーに別のソフトウェア ライセンスを割り当てることはできますが、同じライセンスを複数のサーバーに割り当てることはできません。
 - ii. ソフトウェア ライセンスの再割り当てを行うことは可能ですが、前回の割り当てから 90 日が経過している必要があります。ライセンス取得済みサーバーを永続的なハードウェアの障害のために使用しなくなった場合には、それよりも早い時期に当該ソフトウェア ライセンスを再度割り当てることができます。ライセンスを再度割り当てると、ライセンスを再度割り当てたサーバーが当該ライセンスに対する新しいライセンス取得済みのサーバーになります。
- **b. サーバー ソフトウェアのインスタンスの実行。**お客様は、ライセンス取得済みサーバー上の物理的、または仮想的な 1 つのオペレーティング システム上で 1 度に 1 つのインスタンスを実行することができます。
- **c.** サーバーまたはストレージ メディア上でのインスタンスの作成と格納。お客様には、取得される各ソフトウェア ライセンス につき、以下の追加の権利が許諾されます。
 - お客様は、サーバーソフトウェアについて、任意の数のインスタンスを作成することができます。
 - お客様は、サーバーソフトウェアのインスタンスをお客様の任意のサーバーまたはストレージメディアに格納することができます。
 - お客様は、前述のお客様のソフトウェア ライセンスに基づいてサーバー ソフトウェアのインスタンスを実行する権利を 行使するためにのみ、サーバー ソフトウェアを作成して格納することができます (したがって、第三者にインスタンスを

再頒布することはできません)。

- **d. 含まれるマイクロソフト製プログラム。**本ソフトウェアには、他のマイクロソフト製プログラムも含まれています。お客様によるこれらのプログラムの使用には、本ライセンス条項が適用されます。
- e. 第三者のプログラム。本ソフトウェアには、第三者によるソフトウェア プログラムが含まれることがあります。注意事項がある場合、ThirdPartyNotices.txt ファイルまたは本ソフトウェアのドキュメント (以下「第三者の知的財産権に関する注意事項」といいます)で参照できます。第三者の知的財産権に関する注意事項に特段の規定がある場合を除き、第三者のプログラムは、本ライセンス条項に基づいてマイクロソフトからお客様にライセンスされます。
- f. GNU Lesser General Public License 許諾ライブラリ。お客様は、本ソフトウェアをリバース エンジニアリング、逆コンパイル、もしくは逆アセンブルすること、またはその他の方法で本ソフトウェアのソース コードの解明を試みることができます。ただし、本ソフトウェアに含まれ、本ソフトウェアにおいてリンクされている場合がある、GNU Lesser General Public License に基づいてライセンスされているライブラリへの変更をデバッグするために必要な範囲に限ります。
- 3. 追加のライセンス条件および追加の使用権。
 - a. 管理ライセンス。
 - i. お客様は、サーバー ソフトウェアのインスタンスを使用して管理するオペレーティング システム環境 (OSE) に適切な 管理ライセンスを取得して、各デバイスまたはユーザーに割り当てる必要があります。ライセンスは、Advanced Threat Analytics で管理されている Active Directory で認証済みのエンド ユーザー デバイス上にある、または当該 デバイスからアクセスされる、クライアント OSE (またはクライアント OSE として使用するサーバー OSE) にのみ必要です。
 - ii. 管理ライセンスのカテゴリ。管理ライセンスのカテゴリには、クライアント用とサーバー用の 2 つがあります。必要なライセンスのカテゴリは、OSE 内で動作するオペレーティング システム ソフトウェアの種類によって異なります。サーバーのオペレーティング システム ソフトウェアを実行する OSE にはサーバー管理ライセンスが必要です。その他のオペレーティング システム ソフトウェアを実行する OSE にはクライアント管理ライセンスが必要です。1 台のデバイスに、サーバー オペレーティング システムが実行されている一部のオペレーティング システム環境を含め、複数のOSE が存在する可能性があります。その場合は、そのデバイスについて 2 つのカテゴリを組み合わせる必要があります。
 - iii. 2 種類のクライアント管理ライセンス。クライアント管理ライセンスには、管理対象 OSE 用とユーザー用の 2 種類があります。
 - OSE クライアント管理ライセンスを使用すると、サーバー ソフトウェアのインスタンスで、任意のユーザーによって 使用されている OSE の数と同じ数の OSE を管理できます。
 - ユーザー クライアント管理ライセンスを使用すると、サーバー ソフトウェアのインスタンスで、ユーザー クライアント管理ライセンスが割り当てられている各ユーザーによって使用されている OSE を管理できます。1 つの OSE を複数のユーザーが使用しているが OSE によるライセンスを取得していない場合、OSE を使用している各ユーザーにユーザー クライアント管理ライセンスを割り当てる必要があります。

クライアント管理ライセンスでは、サーバー オペレーティング システムが実行される OSE の管理を行うことはできません。

iv. 1種類のサーバー管理ライセンス。サーバー管理ライセンスには、ユーザー オプションはありません。取得可能なサーバー管理ライセンスの種類は、OSE サーバー管理ライセンスのみです。OSE サーバー管理ライセンスを使用すると、サーバー ソフトウェアのインスタンスで、使用されている OSE の数と同じ数の OSE を管理できます。お客様は、ライセンス取得済みのデバイス上で仮想 OSE を管理しており、ハードウェア仮想化ソフトウェアの実行、ハードウェア仮想化サービスの提供、ならびに当該デバイス上でオペレーティング システム環境を管理および操作するためのソフトウェアの実行の目的でのみ物理的 OSE を使用している場合、1 つのサーバー管理ライセンスに基づいて仮想 OSE および物理的 OSE を管理することができます。

サーバー管理ライセンスは 1 種類しかありませんが、最大 2 つのエディションがある場合があります。サーバー管理ライセンスに複数のエディションがある場合、管理対象のワークロードに応じて必要なエディションが異なります。

v. 管理ライセンスの割り当て。

- ユーザー クライアント管理ライセンスを取得した場合、そのライセンスをお客様の管理対象 OSE のユーザーに割り当てる必要があります。
- OSE クライアント管理ライセンスまたは OSE サーバー管理ライセンスを取得した場合、そのライセンスをお客様

の管理対象 OSE が実行されるデバイスに割り当てる必要があります。ハードウェアのパーティションまたはブレードは別個のデバイスとみなされます。1 台のデバイスで一度に管理する OSE の数は、そのデバイスに割り当てられている OSE クライアント管理ライセンスまたは OSE サーバー管理ライセンスの数を超えることはできません。

- 本項において、OSE を「管理する」とは、デバイスの存在を確認すること以外の、その OSE に関連するハードウェアまたはソフトウェアに関する以下のことを意味します。
 - データを取得すること
 - 設定を行うこと、または
 - 指示を与えること
- 以下に該当する場合、管理ライセンスは不要です。
 - サーバー ソフトウェアのインスタンスを実行することを認められているお客様の任意の OSE。
 - ソフトウェアのインスタンスが実行されないお客様の任意の OSE。
 - ネットワーク インフラストラクチャ デバイス (OSI レイヤー 3 以下) としてのみ機能しているデバイス。
 - システム温度、ファン速度、電源のオン/オフ、システム リセット、または CPU の可用性に関して、ハードウェア コンポーネントの状態の監視または管理のみを行うデバイス。
- 管理ライセンスは、サーバー ソフトウェアの旧バージョンのインスタンスによる管理を許可しますが、それより新しいバージョンによる管理は許可しません。
- vi. デバイスまたは他のユーザーに適正な数の適切な管理ライセンスを割り当てると、ライセンス取得済みのサーバー上でサーバー ソフトウェアの任意のインスタンスを使用して、お客様のデバイス上の OSE を管理することができます。
- vii. 管理ライセンスの再割り当て。お客様は以下のことが許諾されます。
 - あるデバイスから別のデバイスに管理ライセンスを永続的に再割り当てすること、またはあるユーザーから別の ユーザーにユーザー クライアント管理ライセンスを再割り当てすること。または
 - デバイスが使用できない間に代替デバイスに管理ライセンスを一時的に再割り当てするか担当の従業員が休暇 等で不在の間にバックアップを行う臨時の従業員に管理ライセンスを一時的に再割り当てすること。
- b. マルチプレキシング (多重化)。次の目的でハードウェアまたはソフトウェアを使用する場合があります。
 - 接続をプールする
 - 情報の経路を変更する、または
 - 本ソフトウェアにより直接管理される OSE の数を削減する

このようなハードウェアまたはソフトウェアを使用 (「マルチプレキシング」または「プーリング」と呼ばれることがあります) した場合であっても、必要なライセンス (種類を問いません) の数を減じることはできません。

- **c. サーバー ソフトウェアの分離の禁止。**明示的に許可されている場合を除き、お客様は、1 つのライセンスに基づいて本サーバー ソフトウェアを分離して、複数のオペレーティング システム環境で実行することはできません。この制限は、オペレーティング システム環境が同一の物理的ハードウェア システム上に存在する場合でも適用されます。
- **d. 追加の機能。**マイクロソフトは、本ソフトウェアに追加機能を提供する場合があります。その際、別途のライセンス条項および料金が適用されることがあります。
- **4. インターネット ベースのサービス。**マイクロソフトは、本ソフトウェアについてインターネット ベースのサービスを提供します。マイクロソフトは、いつでもこのサービスを変更または中止できるものとします。
 - a. インターネット ベースのサービスに関する同意。本ソフトウェアには、インターネットを介してマイクロソフトまたはサービス プロバイダーのコンピューター システムに接続する、以下の機能が含まれます。接続が行われた際、通知が行われない 場合があります。別途規定のない限り、お客様はこれらの機能を解除したり、使用しないようにしたりすることもできます。 これらの機能に関する詳細情報については、本ソフトウェアに付属の文書をご覧ください。これらの機能を利用することに より、お客様はこの情報の送信に同意されたものとします。マイクロソフトがこれらの情報を利用してお客様を特定したり、 お客様に連絡したりすることはありません。

<u>コンピューター情報</u>。以下の機能はインターネット プロトコルを使用しており、お客様の IP アドレス、オペレーティング シ

ステムの種類、使用している本ソフトウェアの名称およびバージョン、本ソフトウェアを実行するデバイスの言語コードなどのコンピューター情報を適切なシステムに送信します。マイクロソフトは、お客様にインターネット ベースのサービスを提供するためにこの情報を使用します。

- ATA の使用に関する情報。本ソフトウェアは、Visual Studio Application Insights に接続し、お客様のハードウェアおよび本ソフトウェアの使用状況(インストールされている ATA ゲートウェイまたは ATA サーバーのコンピューターの台数など)に関する情報を自動的にマイクロソフトに送信します。マイクロソフトが、この情報を使用してお客様を特定したり、お客様に連絡したりすることはありません。この機能に関する詳細については、aka.ms/ata_data をご参照ください。
- **5. ベンチマーク テスト。**お客様は、マイクロソフトの事前の書面による許可がない場合、本ソフトウェアのベンチマーク テストの 結果を第三者に開示することはできません。
- 6. ライセンスの適用範囲。本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。本ライセンス条項は、お客様に本ソフトウェアを使用する限定的な権利を付与します。マイクロソフトはその他の権利をすべて留保します。適用される法令により上記の制限を超える権利が与えられる場合を除き、お客様は本ライセンス条項で明示的に許可された方法でのみ本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、使用方法を制限するために本ソフトウェアに組み込まれている技術的制限に従わなければなりません。詳細については、www.microsoft.com/licensing/userights をご参照ください。お客様は、以下を行うことはできません。
 - 本ソフトウェアの技術的な制限を回避して使用すること。
 - 本ソフトウェアをリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすること。ただし、適用される法令により明示的に認められている場合を除きます。
 - 本ライセンス条項で規定されている数以上の数の本ソフトウェアの複製を作成すること。ただし、適用される法令により認められている場合を除きます。
 - 第三者が複製できるように本ソフトウェアを公開すること。
 - 本ソフトウェアをレンタル、リース、または貸与すること。
 - 本ソフトウェアを商用ソフトウェア ホスティング サービスで使用すること。

任意のデバイス上で本ソフトウェアにアクセスする権利は、当該デバイスにアクセスするソフトウェアまたはデバイスに関するマイクロソフトの特許またはその他の知的財産権を行使する権利をお客様に付与するものではありません。

7. バックアップ用の複製。

- **a. 電子ダウンロード。**お客様が本ソフトウェアをオンラインで取得し、ダウンロードされた場合、本ソフトウェアのインスタンスを作成する目的で、DVD-ROM またはその他のメディアに 1 部作成することができます。
- **8. ドキュメンテーション。**お客様のコンピューターまたは内部ネットワークに有効なアクセス権を有する者は、お客様の内部使用目的に限り、ドキュメントを複製して使用することができます。
- 9. 輸出規制。本ソフトウェアは米国および日本国の輸出に関する規制の対象となります。お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法 (輸出対象国、エンド ユーザーおよびエンド ユーザーによる使用に関する制限を含みます) を遵守しなければなりません。詳細については www.microsoft.com/japan/exporting をご参照ください。
- **10. サポート サービス。**マイクロソフトは、本ソフトウェアに対し www.support.microsoft.com/common/international.aspx で説明されるサポート サービスを提供します。
- **11. 完全合意。**本ライセンス条項 (下記の品質保証規定を含みます)、ならびに追加ソフトウェア、更新プログラム、インターネット ベースのサービス、およびサポート サービスに関する使用条件は、本ソフトウェアおよびサポート サービスについてのお客様 とマイクロソフトとの間の完全なる合意です。

12. 準拠法。

- **a. 米国。**お客様が本ソフトウェアを米国内で入手された場合、抵触法に関わらず、本ライセンス条項の解釈および契約違反 への主張は、米国ワシントン州法に準拠するものとします。消費者保護法、公正取引法、および違法行為を含みますがこれに限定されない他の主張については、お客様が所在する地域の法律に準拠します。
- **b. 日本および米国以外。**お客様が本ソフトウェアを日本国および米国以外の国で入手された場合、本ライセンス条項は適用される地域法に準拠するものとします。
- **13. 法的効力。**本ライセンス条項は、特定の法的な権利を規定します。お客様は、地域や国によっては、本ライセンス条項の定め

にかかわらず、本ライセンス条項と異なる権利を有する場合があります。また、お客様は本ソフトウェアの取得取引の相手方に対して権利を取得できる場合もあります。本ライセンス条項は、お客様の地域または国の法律がその法律に基づく権利の変更を許容しない場合、それらの権利を変更しないものとします。

14. 責任の制限および除外。マイクロソフトおよびそのサプライヤーの責任は、お客様が本ソフトウェアについて実際に支払った 金額を上限とする直接損害に限定されます。その他の損害 (結果的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、および付随的損害を含みますがこれらに限定されません) に関しては、一切責任を負いません。

この制限は、以下に適用されるものとします。

- 本ソフトウェア、サービス、第三者のインターネットのサイト上のコンテンツ (コードを含みます)、または第三者のプログラムに関連した事項
- 契約違反、保証違反、厳格責任、過失、または不法行為等の請求 (適用される法令により認められている範囲において) また、以下のいずれかに該当する場合においても、この制限が適用されるものとします。
- 本ソフトウェアの修理、交換、または返金を行ってもお客様の損失が完全に補償されない場合
- マイクロソフトがこのような損害の可能性を認識していたか、または認識し得た場合

一部の地域では付随的、結果的損害の免責、または責任の制限が認められないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。また、一部の国では付随的、結果的、およびその他の損害の免責、または責任の制限が認められないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

品質保証規定

A. 品質保証規定。お客様が説明書に従うことを条件とし、本ソフトウェアは本ソフトウェアに含まれた、または同梱されたマイクロソフト資料に従って実質的に動作します。

「品質保証規定」に関する記述は、マイクロソフトにより提供される明示の保証に関する記述を意味します。本保証規定は、地域の消費者法に基づく法定保証に従ったお客様の権利および救済を含め、法律に基づきお客様に付与されている場合があるその他の権利および救済に加えて提供されます。

B. 保証期間、保証の対象、黙示の保証の期間。品質保証規定は、最初のユーザーが本ソフトウェアを取得後1年間有効です。 1年の有効期間内に追加ソフトウェア、更新プログラム、または交換ソフトウェアを入手された場合、それらは有効期間の残 存期間中、または入手後30日間のいずれか遅く到来する日まで保証されます。最初のユーザーが本ソフトウェアを譲渡した 場合、残りの有効期間は本ソフトウェアの譲受者に適用されます。

制定法上許容される最大限において、適用される法令によりお客様に与えられる黙示的な保証または条件は、本品質保証 規定の有効期間に限定されるものとします。一部の地域では黙示的な保証の期間の制限が認められていないため、上記の 制限事項が適用されない場合があります。また、一部の国では黙示的な保証または条件の有効期間の設定が認められてい ないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

- **C.** 免責。本品質規定では、お客様の行為 (または不作為)、第三者の行為、またはマイクロソフトの合理的な支配の及ばない事柄に起因して発生した問題は対象としていません。
- D. 保証違反に対する救済。マイクロソフトは、無償で本ソフトウェアを修理または交換します。本ソフトウェアの修理または交換が不可能な場合、お客様の領収書に記載された本ソフトウェアの代金を返金します。また、マイクロソフトは、無償で追加ソフトウェア、更新プログラム、および交換ソフトウェアを修理または交換します。これらの修理または交換が不可能な場合、お客様が追加ソフトウェア、更新プログラムおよび交換ソフトウェアに対してお支払いになられた代金を返金します。返金を受けるには、お客様は本ソフトウェアをアンインストールし、そのメディアおよび関連資料を領収書と共にマイクロソフトに返却しなければなりません。以上が、品質保証規定違反に対する、お客様への唯一の救済手段となります。
- E. 変更できない消費者権利。本品質保証規定が変更できないお客様の地域の法令による追加の消費者の権利が存在する場合があります。
- F. 保証に関するお問い合わせ。領収書などのご購入の証明が必要になります。
 - **1. 米国およびカナダ。**米国またはカナダで入手された本ソフトウェアに関する保証サービスまたは返金に関して不明な点がございましたら、下記のいずれかの連絡先までご連絡ください。
 - (800) MICROSOFT
 - Microsoft Customer Service and Support, One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399
 - Web サイト: www.microsoft.com/info/nareturns.htm
 - 2. ヨーロッパ、中東、およびアフリカ。本ソフトウェアをヨーロッパ、中東、またはアフリカで入手された場合、Microsoft Ireland Operations Limited がこの品質保証規定を履行します。保証サービスの履行をお求めの場合、下記のいずれかの連絡先までご連絡ください。
 - Microsoft Ireland Operations Limited, Customer Care Centre, Atrium Building Block B, Carmanhall Road, Sandyford Industrial Estate, Dublin 18, Ireland
 - お客様の地域のマイクロソフト関連会社 (www.microsoft.com/worldwide)
 - オーストラリア。本ソフトウェアをオーストラリアで入手された場合、下記のいずれかの連絡先までご連絡ください。
 - 13 20 58
 - Microsoft Pty Ltd, 1 Epping Road, North Ryde NSW 2113, Australia
 - **4. 米国、カナダ、ヨーロッパ、中東、アフリカ、およびオーストラリア以外の地域。**最寄りのマイクロソフトの関連会社までご連絡ください。連絡先については、www.microsoft.com/worldwide をご参照ください。
- G. 無保証。本ソフトウェアの品質保証規定は、お客様がマイクロソフトから受けられる唯一の直接的保証となります。マイクロソフトは、他の明示的な保証または条件は規定いたしません。地域の法令上許容される最大限において、マイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、侵害の不存在に関する黙示の保証については一切責任を負いません。地域の法令により黙示の保証が認められている場合、本条にかかわらず、お客様に与えられる救済手段は、法律上許容される限りにおいて、

上記「保証違反に対する救済」の条項で規定された救済手段に限定されるものとします。

オーストラリア限定。本項では、「商品」とは、マイクロソフトが明示の保証を提供する本ソフトウェアを指します。マイクロソフトの商品には、オーストラリア消費者法に基づき除外することのできない保証が付随するものとします。お客様は、重大な欠陥に対する交換または返金、およびその他の合理的に予測可能なあらゆる損失または損害に対する補償を受ける権利を有します。また、お客様は、かかる商品が合格品質に至っておらず当該欠陥が重大な欠陥とは見なされない場合に、かかる商品の修理または交換を受ける権利を有します。修理に提示された商品は、当該商品と交換されるのではなく、同じ種類の再生された商品と交換される場合があります。商品の修理には、再生された部品が使用されることがあります。

H. 保証規定違反に関する責任の制限および除外。上記の「無保証」の規定は、本品質保証規定の違反にも適用されるものとします。

本保証規定は、お客様の法的な権利を定めたものです。また、地域や国によって異なるその他の権利が存在する場合があります。